

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体験型
23		知って役立つ！介護保険と福祉サービス	介護保険の仕組みや手続き、町の福祉サービスを説明します。	福祉課 高齢者支援係	60分	
24		介護予防でいきいき生活！	寝たきりや認知症など介護を必要とする状態を予防するための、運動や栄養などの話をします。	福祉課 高齢者支援係	60分	
25		みんなで見守り！認知症を学ぼう（認知症サポーター養成講座）	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る心構えになります。	福祉課 高齢者支援係	60～90分	
26		助けられ上手は助け上手！	みんなで安心して生活できる地域をつくることをめざす地域福祉について説明します。	福祉課 高齢者支援係	40分	
27		障がい者福祉サービスを知ろう	障がい者に対する理解と障がい福祉サービスの内容や利用方法、各種障がい者手帳制度などを説明します。	福祉課 障がい者・生活支援係	30分	
28		誰もが住みやすい芦屋町へ～芦屋町障がい者差別解消条例を知ろう～	障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し合い、支え合いながら暮らせるまちとなるよう芦屋町障がい者差別解消条例に基づいて説明します。	福祉課 障がい者・生活支援係	30分	
29		DVと児童虐待	DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待の現状と対応策を紹介します。	福祉課 障がい者・生活支援係 健康・こども課 子育て支援係	60分	
30		おいしい！ヘルシー！生活習慣病予防の食生活	講話と調理実習を行い、バランスのいい食事を通して生活習慣病予防について学びます（食材は受講者で準備してください）。	健康・こども課 健康づくり係	60～180分	○
31		応援します！あなたの健康づくり	メタボ対策、ダイエット、生活習慣病予防、低栄養予防、がん対策、予防接種など健康づくりのさまざまな疑問にお答えします。	健康・こども課 健康づくり係	30～60分	

4. 子育て、教育

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体験型
32		応援します！あなたの子育て	子どもの成長や発達、病気や予防接種の受け方などをお話します。	健康・こども課 健康づくり係	60分	
33		子どもの成長と食生活	講話と調理実習を行い、バランスのいい食事をとおして子どもの成長に必要な栄養素や食生活について学びます（食材は受講者で準備してください）。	健康・こども課 健康づくり係	60～180分	○
34		芦屋町の子育て支援	児童手当や保育所のことなど、子育てに関する支援制度のあれこれを紹介いたします。	健康・こども課 子育て支援係	30分	
35		学校の仕組み	学校教育における、学力向上や規律・規範意識などの取り組みを紹介します。	学校教育課 学校教育係	60分	
36		芦屋町の特別支援教育	特別支援教育の推進や取り組みなどを紹介します。	学校教育課 学校教育係	60分	
37		安全でおいしい給食をつくるために	地産地消の推進や学校給食の役割などを交えて、取り組みを紹介します。	学校教育課 給食センター係	30分	
38	○	青少年体験活動のイロハ	子どもを対象にした、地域で実施する野外活動や仲間づくりレクリエーションなどの指導方法を実践を通して紹介します。	生涯学習課 社会教育係	90～120分	

5. 環境、都市基盤

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体験型
39		はじめよう！ごみの減量化と資源化	ごみの分別や資源物のリサイクル、ダンボールコンポストなどを活用したごみの減量化と資源化を説明します。	環境住宅課 環境・公園係	60分	
40		まちの都市計画	土地の利用の仕方や建て方を定めた都市計画の概要と現状を説明します。	企画政策課 企画係	30分	
41		道路が生まれ変わるまで	老朽化した道路がどのようにして、新しい道路に生まれ変わっていくかを説明します。	都市整備課 土木係	30分	
42		汚れた水がきれいになるまで	暮らしの中で汚れた水をきれいにする下水道の仕組みや働きを紹介します。	都市整備課 下水道係	60分	
43		町営住宅のおはなし	芦屋町にはどんな町営住宅があるのか？入居方法や家賃の決まり方をはじめ、これからの町営住宅について説明します。	環境住宅課 住宅係	30分	
44		建物（住宅）が建つまで	建物（住宅）が建つときに、気をつけるようなことや、建物が建つまでの流れを説明します。	都市整備課 建築係	30分	

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体験型
1.		町政の仕組み				
1		「人を育み未来につなぐあくやまち」～第6次芦屋町総合振興計画～	まちづくりのもっとも重要な計画となる、第6次芦屋町総合振興計画の前期計画（3年度～7年度計画期間）をもとに、町の取り組みを紹介します。	企画政策課 企画係	40分	
2		地方創生にむけて～芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略～	芦屋町の地方創生の取り組みについて、その指針となる「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」について説明します。	企画政策課 地方創生推進係	30分	
3		住民参画のまちづくり	住民参画まちづくり条例の考え方や、27年に発行した情報共有ガイドブック「あなたと町をつなぐ本」で紹介している情報共有の取り組みについて説明します。	企画政策課 企画係	30分	
4		芦屋港レジャー港化	芦屋港レジャー港化の考え方を示した芦屋港活性化基本計画について説明します。	芦屋港活性化推進室 事業推進係	30分	
5		定住支援制度の紹介	芦屋町が取り組む定住促進のためのさまざまな支援制度を紹介します。	環境住宅課 住宅係	30分	
6		知っていますか？後場の仕事	後場にはさまざまな課があります。それらの課がどんな仕事をしているのか、といった後場の組織や仕事を紹介します。	企画政策課 企画係	60分	
7		芦屋町の財政状況	現在の町の財政状況、今後の見通しなどについて説明します。	財政課 財政係	60分	
8		考えよう！これからの公共施設～芦屋町公共施設等総合管理計画～	公共施設の課題と今後の取り組みの基本方針について説明します。	企画政策課 企画係	30分	
9		まちの入札制度	入札制度の概要とまちの取り組みを紹介します。	財政課 契約管理係	30分	
10		情報公開制度の仕組み	制度の概要や、情報の請求から公開までの流れを説明します。	総務課 庶務係	30分	
11		監査の仕組み	まちの監査の仕組みや種類の話をします。	総務課 庶務係（監査室）	30分	
12		情報化ってどんなこと？	役場の情報化の歩みやITを活用した情報化を説明します。	企画政策課 広報情報係	60分	
13		町議会を知ろう	まちの議決機関である町議会を、わかりやすく紹介します。	議会事務局 事務係	30分	

2. 住民生活

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体験型
14		知って安心！まちの防災	災害発生時にとるべき対応や避難場所などを説明します。	総務課 庶務係	40分	
15	○	知ってほしい！マイナンバーのこと	マイナンバー制度やマイナンバーカードについて説明し、希望があればカードの申請を受け付けます。	企画政策課 広報情報係 住民課 住民係	120分	
16		町税の課税から納税まで	町税（住民税、固定資産税、国民健康保険税、自動車税）の課税から納税までを説明します。	総務課 課税係、納税係	90分	
17	○	ポランティア活動センターってどんなところ？	ボランティア活動センターの役割や取り組みを紹介します。	生涯学習課 社会教育係	60分	
18		消費者センスを身につけよう	日常生活においての商品購入や契約の際のトラブル、悪質商法の手口等を、近況の事例をもとに被害未然防止のポイントをわかりやすく説明します。	環境住宅課 地域課・交通係	60分	

3. 保険年金、福祉、健診、医療

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体験型
19		国民年金のあらまし	国民年金の仕組みや加入、免除申請、受給に伴う手続きを説明します。	住民課 保険年金係	30分	
20		みんなの国民健康保険	国民健康保険の仕組みや医療費が高額になったときの手続きを説明します。	住民課 保険年金係	30分	
21		後期高齢者医療制度のあらまし	後期高齢者医療制度の概要、保険料の算出方法、高額医療費などの払い戻しの方法を紹介します。	住民課 保険年金係	30分	
22		公費医療ってなあに？	公費医療の対象となる、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭などの医療費を紹介します。	住民課 保険年金係	30分	

6. 文化、スポーツ



番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体裁型
45		もっと知ろう！ まちの歴史と文化	まちの文化財や歴史資料などをとおして、歴史文化を学習します。	生涯学習課 公民館・文化係	90分	
46		茶の湯釜の名器「芦屋釜」	芦屋釜の里での芦屋釜復興の取り組みや芦屋釜の歴史を紹介します。	生涯学習課 芦屋釜振興係	60分	
47		「芦屋かるた」で芦屋を学ぼう	「芦屋かるた」を教材に町の歴史や文化などを学ぶことができます。	生涯学習課 公民館・文化係	90分	○
48		やってみませんか？ 体力・運動能力測定	新しい体力テストをして、あなたの運動能力を測定してみませんか。	生涯学習課 社会教育係	90分	○
49		自宅で簡単！ スロートレーニング教室	健康寿命を延ばしたい人、女性・高齢者でも気軽に安全に行えるトレーニング法を紹介します。	生涯学習課 社会教育係	120分	○
50		ニュース・スポーツ教室	ベタクやドットチビーなどニューズ・スポーツのルールと楽しみ方を紹介します。	生涯学習課 社会教育係	60分	○

7. 農林・水産・観光

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体裁型
51		わか町の農業・漁業	まちの農業・漁業の特徴、振興のための事業などを紹介します。	産業観光課 農林水産係	60分	
52	○	芦屋町観光基本構想	観光の振興をはかるうえでの最上位計画として平成24年度に策定した観光基本構想を紹介します。	産業観光課 商工観光係	30分	
53		観光スボットガイド	まちの観光スボットを巡り、まちの魅力を紹介します。	産業観光課 商工観光係	120分	○

8. その他

番号	新メニュー	タイトル	内容紹介	担当係	時間	体裁型
54	○	お互いが尊重される 地域（まち）づくりを目指して ～人権のおぼえ～	教材を使つての学習や、町の人権教育・啓蒙などの取り組みを紹介します。	生涯学習課 社会教育係	60分	
55	○	男女共同参画のまちづくり	芦屋町男女共同参画推進プランの概要や男女共同参画の取り組み、男女共同参画の視点から考えるワーク・ライフ・バランスなどについて紹介します。	生涯学習課 社会教育係	60分	
56	○	ふるさと納税制度	ふるさと納税制度（個人版・企業版）の仕組みと、町の取り組みを説明します。	企画政策課 地方創生推進係	30分	
57		選挙を知って、みんなぞ投票！	公職選挙法や選挙制度など、選挙のあれこれを紹介します。	住民課 住民係	60分	
58		広報あしやのイロハ	広報あしやのつくり方を紹介します。	企画政策課 広報情報係	30分	
59		ポートルース芦屋の取り組み	芦屋本場や各場外発券場ごとの売り上げなどポートルース事業の概要を説明します。	ポートルース事業局 管理課 庶務係	60分	

北九州市上下水道局出前講演	北九州市との上下水道事業統合により、出前講演（約10テーマ）が利用できます。 内容や申し込み条件などについては、お問合せください。 TEL 093-582-2527	
ふくおか県政出前講座	福岡県が主催している出前講座です。 内容や申し込み条件などについては、お問合せください。 TEL 092-643-3103	
特別メニュー	その他メニューにないものは、お気軽にご相談ください。	

申し込み方法 ※申し込みの際には、事前に広報情報係までお電話ください。

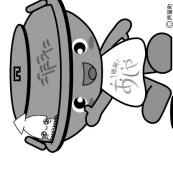
1. テーマ 出前講座のメニューの中から希望するテーマを選んでください。
2. 対象者 原則として町内に在住、在勤する5人以上で構成された団体やグループです。
3. 申し込み 原則として開催日の20日前までに、受講申込書を提出してください。
4. 開催時間 午前9時から午後9時までの1講座2時間以内（原則）で、1団体あたり1日2講座までとします。
5. 講師の派遣 この講座は、皆さんが主催者となり、そこに講師として職員を派遣するものです。

お願い

- 担当係の業務や日程などの関係で、日時など、ご希望に添えない場合があります。
- その場で説明できない内容も予想されます。ご了承ください。
- ご用意いただく会場では、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行っていただくようお願いいたします。

芦屋町出前講座

町の情報や知って得する制度の話を
あなたのものに届けます。



出前講座は、皆さんが聞きたい内容を講座メニューの中から自由に選び、町職員が講師となり、話をお届けするものです。楽しく人とふれあいが、積極的にまちづくりに参加していただきたいと考えています。

※新規メニューや内容を見直して実施するメニューは、新メニューの項目に○がついています。

申し込み・問い合わせは、
芦屋町役場 企画政策課 広報情報係
TEL 093-223-3569
FAX 093-223-3927

令和4年度版

裏にのりづけ

山折り

8 0 0 7 - 0 1 9 0

芦屋町幸町2番20号

芦屋町長 波多野 茂丸 行



差出有効期限
令和6年5月
20日まで

(切手をはらずに
お出しください)

町長への手紙

この手紙を利用して
皆さんの声を届けてください。



山折り

あなたと町政を結ぶ

HOT LINE

山折り

町長への手紙

あなたの声を活かします。

まちづくりは町民全員が協働してつくるもの。芦屋町に住んでいる皆さん一人ひとりが町政や地域社会に、より関心を持っていただくほど、芦屋町は住み良いまちになっていきます。

町政への提案や意見、要望、質問、日常生活の中で感じていることなど、あなたの声をお聴かせください。

- 町長への手紙は、個人のプライバシーや利害にかかわるもの以外は回答しますので、住所や氏名などを記入してください。ただし、内容によっては回答という形をとらずに、今後のまちづくりの参考にさせていただく場合もあります。また、誹謗中傷の類は、手紙として処理しません。

- 方法＝封筒を作り、郵便ポストに入れてください。
令和6年5月20日までお使いいただけます
- その他＝町のホームページ(トップページ下部)のご意見・ご提案からも、お送りいただけます。



ホームページ
ご意見・ご提案

◎問い合わせ
企画政策課広報情報係
☎22233-35569

町長への手紙

町長や役場への、提案やご意見をお聴かせください。お気軽に記入してください。

6522

●あなたのことを書いてください●

住所：	
氏名：	
年齢：	才
電話番号：	— —
メールアドレス：	

ご協力ありがとうございました。